

「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」に係る

公募要領

平成 24 年 7 月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

目 次

	ページ
1. 件名	3
2. 事業概要	3
3. 応募資格	6
4. 提出期限及び提出先	6
5. 応募方法	7
6. 秘密の保持	9
7. 委託・共同研究先の選定について	10
8. 留意事項	14
9. 説明会の開催	17
10. 問い合わせ先	18

(本件に対するお問い合わせ先)

お問い合わせは、下記電子メールにお願いいたします。なお、その際お問い合わせの分野について、メール件名に【 】にて明記ください。

(件名記載例：【都市交通分野】〇〇に関する質問について)

電子メール：japanese-technology-for-humanity※ml.nedo.go.jp

(メール送信の際は、※を@に変更して下さい)

なお、本公募要領は NEDO のホームページ (<http://www.nedo.go.jp/>) にも掲載されています。

「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」に係る公募について
(平成 24 年 7 月 26 日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)では、このたび、「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」事業について、平成 24 年度公募を実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

1. 件名

「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」

2. 事業概要

(1) 背景・目的

※詳細については、「基本計画」を参照してください。

医療・食料・住環境(電力・交通・水等)といった生活の基盤を支えるインフラシステムは、今後世界のマクロ的な傾向である人口増・少子高齢化の進展・都市への人口集中と地域の人口減少といった変化によって大きな影響を受けることが予測される。他方、建築物や道路や水道といったハード面でのインフラを抜本的に見直すことは資金的な問題・継続性の問題等から困難である。そのため、追加的なハードの投入を最小限とし、その運用・制御というソフト面からのアプローチでより効率的な社会システムを構築する動きが各国で盛んになっている。

このような状況の打開策として、IT分野では実世界の膨大な情報を取り込み、サイバー空間の膨大なコンピューティング能力を活用して最適な資源配分を探り実世界を再構成するアプローチが注目されている。各国においてはコンピューティングと実世界資源の緊密な連携を志向した次世代のシステム実現に向けて産業セクターの壁を越えたプロジェクトが展開されており、我が国においても類似の考え方として、経済産業省から「IT融合新産業*」という概念が打ち出された。

本事業では、「都市交通」「ヘルスケア」「農商工連携」の3分野について、個別要素における高い技術をITにより統合させて、次世代の持続可能な社会システムを実現するビジネスモデルを構築すること、また、概ね10年後を目処に我が国が中心となって「IT融合新産業」を創出することを目標とする。

*「IT融合新産業」とは、大量の情報の収集・分析・活用を可能にする技術によって、従来解決が困難であった社会課題の解決に貢献するビジネス・産業と定義する。

(2) 研究開発内容

※詳細については「基本計画(別紙)研究開発計画」を参照してください。

＜研究開発項目①：各個別分野における新たな産業エコシステムの創出に係る実証・研究＞

研究開発項目①においては「都市交通」「ヘルスケア」「農商工連携」の各個別分野において、新たな産業エコシステム*の創出に向けて以下のシステムの一部又は全部等を一体的に推進する。

a 都市交通分野

- i 都市空間内の人・モノ及び移動体並びに都市交通インフラの状態をリアルタイムに把握可能で、これらの情報をユーザーやシステムに利用しやすいインターフェイスで提供するシステム
- ii 異種のモビリティの移動リソースを組み合わせた最適移動サービスをユーザーの利用コンテキストに即して提供するシステム
- iii 震災等緊急時や新興国等のハードインフラが不安定な地域においても機能を維持するレジリエント（柔軟性や環境適応性のある）な交通、配送インフラシステム

b ヘルスケア分野

人の医療・健康データをトータルに把握した上で、当該データをセキュアでプライバシーに配慮された形で多様な主体で共有し、当該データの解析に基づく健康管理、診断、治療、その後のフォローアップ、等を支援するためのシステム

c 農商工連携分野

- i 地域単位で産業用のエネルギーや水や熱等の資源をトータルに効率的・一元的に管理する資源マネジメントシステム
- ii 環境・生体情報等を活用して、的確かつ迅速な栽培管理（防除・施肥・灌水等）による効率的な施設栽培を行うためのシステム
- iii 多様なマーケットニーズ（健康・味覚・食の安全・機能性等）を満たす最適な「食」を多様な事業者が指標化して把握し、生産情報・流通情報も活用しながら効率的な生産・流通プロセスを提供するためのシステム
- iv リアルタイム環境・生体等モニタリング、遠隔作業指示等により栽培システムの水平展開を実現するシステム

* 「産業エコシステム」とは経済的な依存・協調関係、産業構造といった、新規な産業体系を構成しつつある発展途上の分野での企業間の連携・相互関係を金銭・情報等の媒体の流れで表した全体像を言う。

研究開発項目①については、以下のステージⅠとステージⅡからなっており、ステージⅠを実施した後にステージゲート評価を行い、テーマを絞り込んだ後にステージⅡへ進むこととする。

ステージⅠ：先導調査・基盤研究フェイズ【共同研究（NEDO負担率2／3）又は委託事業】

分野毎の研究開発計画において掲げるステージⅡにおいて実施を予定するシステムの開発に関する実証事業を行うために必要となる要素技術の利用可能性の評価及び当該実証事業後に展開を予定するビジネスモデル構想に関するフィージビリティスタディ（以下「F/S」という。）を行う。

原則共同研究事業（NEDO負担率2／3）として実施するが、大学等と企業が一体となったコンソーシアムが実施する研究開発である場合には委託事業として実施する。

ステージⅡ：実証フェイズ【共同研究事業（NEDO負担率1／2又は2／3）】

ステージⅠにおいて実施した要素技術の利用可能性の検証及び F/S の結果に基づき実証事業を実施する。

原則共同研究事業（NEDO負担率1／2）として実施するが、大学等と企業が一体となったコンソーシアムが実施する研究開発である場合には共同研究事業（NEDO負担率2／3）として実施する。

なお、全てのテーマはステージⅠを経てステージⅡに至るものとし、ステージⅡからの提案は受け付けない。

<研究開発項目②：IT融合新産業を支えるデータ処理基盤に関する先導研究>

ハードウェア・ソフトウェアの技術を俯瞰したIT融合新産業の創出を加速する情報処理基盤を支える新たなコンピューターアーキテクチャの在り方を明らかにするための先導研究を実施する。

本事業は委託事業として実施する。

(3) 研究開発期間

研究開発項目①：

ステージⅠ 原則2年以内（平成25年度末まで）

（ただし、季節性を考慮したデータ取得が必要である等、実施上やむを得ない理由がある場合は延長もありうる。）

ステージⅡ 3年以内（平成28年度末まで）

研究開発項目②：2年以内（平成25年度末まで）

なお、それぞれについて期間を短縮して実施することは妨げない。

(4) 事業規模及び採択数

平成24年度における分野毎の予算額の目安は、以下の通りである。

<研究開発項目①>

a 都市交通分野 : 分野計4.3億円／年程度

b ヘルスケア分野 : 分野計4.3億円／年程度

c 農商工連携分野 : 分野計4.3億円／年程度

<研究開発項目②>

合計2億円/年程度

なお、研究開発項目①のテーマ毎の事業規模*及び採択数の目安は、以下の通りとする。

<研究開発項目①>

ステージⅠにおける1テーマあたりの事業規模は、3千万円／年（下限額）～3億円／年（上限額）とする。

ステージⅠにおける分野毎の採択数は3～5テーマを目安とする。なお、ステージⅠ終了後にステージⅡへ移行する際には、1～3テーマ程度に選択と集中を図ることとする（テ

マ間の統合等を行うこともある)。

ステージⅡにおける1テーマあたりの事業規模は、4千5百万円/年(下限額)～4.5億円/年(上限額)とする。

<研究開発項目②>

1テーマあたりの事業規模については3千万円/年(下限額)～1.5億円/年(上限額)とし、採択数は2テーマを目安とする。

※「事業規模」は委託事業の場合は委託費全額を、共同研究事業の場合は、NEDO負担分と事業者負担分の総額を示す。

3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成24年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託又は共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託又は共同研究契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。なお、委託事業として応募する場合は、大学等と企業が共同提案を行うこと。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書5部(正1部(片面印刷)、副4部(両面印刷))を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

なお、提案書は添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに左上をダブルクリップでとめて下さい(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。

- (1) 提出期限：平成24年8月29日(水)午前11時必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先：

<研究開発項目①>

a 都市交通分野

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術開発推進部 真野、戸上 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

b ヘルスケア分野

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

バイオテクノロジー・医療技術部 澤田、磯ヶ谷、矢野 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

c 農商工連携分野

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 畠山、間瀬 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

<研究開発項目②> (基盤研究分野)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 畠山、間瀬 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」(〇〇分野)に係る提案書在中』と朱書きのこと(「〇〇分野」の「〇〇」には「都市交通」等の分野名を記載)。

※持参の場合はミューザ川崎 16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1～3 をご参照ください。別添 4 に従って主要研究者等一覧を、別添 5 に従って研究開発責任者候補、主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。(主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責

任者となる登録研究員です。)

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、5部（正1部、副4部）です。
- ・ 研究開発項目①において、提案書を提出する分野は最も関連が深い1つの分野を選択してください。
- ・ 本公募はステージⅠの実施者選定として行っておりますが、ステージⅡの内容についても現時点で想定される範囲で記載頂きますので、ご承知置き下さい。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社経歴書1部（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3年分）1部
- ・ NEDOから提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部
- ・ e-Rad 応募基本情報（詳細は(4)-eを参照ください）。
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添6を参照ください）。
- ・ 本プロジェクトにおける知財の管理・運営方針に関わる提案（別添7）1部
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。国際共同技術開発適格認証についてはNEDOホームページにてご確認ください。

ジャパン・スペインイノベーションプログラム概要

<http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.htmlへリンク>

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添8の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付（持参）ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所

属研究機関)が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID (11 桁)、所属研究機関用 ID (10 桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備
<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> へリンク >

- b. 研究代表者(=主要研究員)のログイン用ID(11桁)、申請用研究者番号(8桁)の取得
前記aで登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたPCを用いてログインし、研究代表者をe-Radに登録して、ログイン用ID(11桁)及び申請用研究者番号(8桁)とパスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通)

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>へリンク >

- c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDOの公募ホームページからダウンロードが可能です。)申請書類等を作成・準備します。

- d. 応募基本情報の入力と申請

e-Radの研究者向けページ

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> へリンク >

研究者用マニュアル(共通)

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> へリンク >

- e. 応募方法

前記d.で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書(正)とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報(研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。))

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託・共同研究先の選定について

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

- ・ なお、採択テーマの選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことと致しますので予めご了承ください。
- ・ 審査は、提出書類等に基づいて行いますが、事前審査では提案者にプレゼンテーションを行って頂く場合もございます。また、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 提出された書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 審査基準

a. 事前審査の基準

<研究開発項目①>

○「都市交通分野」に関する審査基準

- ・ 事業化評価

項目	審査基準
目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容が基本計画の目標等に合致しているか。 ・ IT を利用し、既存の産業の枠を超えた新たなシステムの構築等により、新たな産業創出の可能性が示されているか。
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化、個別化している需要者のニーズ等を予め幅広く捉えているか。 ・ 運営体制、収益構造等を考慮し、持続可能なビジネスモデルが構想されているか。 ・ モビリティの移動・動作等の安全性、及び法規制等に対する取り組みが示されているか。
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスとして将来的な発展性のある適切な実証モデルであるか。 ・ 普及に向けての課題が明確になっており、解決策が適切か。
事業化体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業化が期待できる体制であるか。

- ・ 技術評価

項目	審査基準
実施者の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績）。 ・ 再委託予定先等を含めた実施体制は妥当か（各者が相互補完的であるか。特に、技術研究組合、公益法人、大学等の役割は明確か）。
技術等の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案された方法に、新規性（既存技術の組み合わせ等による新規性も含む）があり、また国際的に見ても技術的に優れているか。
研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、課題及び

	リスク認識、計画・目標の妥当性)。
費用対効果	・研究計画に要する費用が適切であり、事業規模に応じて効果が十分に期待できるか。

○「ヘルスケア分野」に関する審査基準

・ 事業化評価

項目	審査基準
目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が基本計画の目標等に合致しているか。 ・IT を利用し、既存の産業の枠を超えた新たなシステムの構築等により、新規産業の創出あるいは、既存産業においても、高度先制医療を初めとして、高度な医療サービスが効率化・合理化される等の新たなビジネス、新たな市場創出の可能性が示されているか。
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象となる需要者とそれに対応するニーズが明確化されているか（医療サービスの提供者と需要者の関係等）。 ・運営体制、収益構造、関連規制への対応等を考慮し、持続可能なビジネスモデルが構想されているか。 ・事業化段階においても、臨床データの取得、解析および個人情報情報等の適切な管理が担保されうるか。
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスとして将来的な発展性のある適切な実証モデルであるか。 ・普及に向けての課題が明確になっており、解決方策が適切か。
事業化体制	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化が期待できる体制であるか。

・ 技術評価

項目	審査基準
実施者の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、関連規制への対応能力） ・再委託予定先等を含めた実施体制は妥当か（各者が相互補完的であるか。特に、技術研究組合、公益法人、大学等の役割は明確か）。 ・医療機関、医療サービス、または医療産業が参加した実施体制か。 ・ヒト臨床研究、個人情報が含まれる研究開発実施が予定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> ：個人情報、臨床関連データを集積、解析する場合、倫理審査等問題なく実施する体制、または方策が考慮されているか。 ：臨床研究体制の完備、実施実績があるか。
技術等の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された方法に、新規性（既存技術の組み合わせ等による新規性も含む）があり、また国際的に見ても技術的に優れているか。 ・IT 融合による画期的な医療技術、医療サービスなどを実現しうる技術の新規性があるか。

研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、課題及びリスク認識、計画・目標の妥当性）。 ・規制等を踏まえた研究開発計画になっているか。
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に要する費用が適切であり、事業規模に応じて効果が十分に期待できるか。

○「農商工連携分野」に関する審査基準

・ 事業化評価

項目	審査基準
目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が基本計画の目標等に合致しているか。 ・IT を利用し、既存の産業の枠を超えた新たなシステムの構築等により、新たな産業創出の可能性が示されているか。
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、個別化している需要者のニーズ等を予め幅広く捉えているか。 ・運営体制、収益構造等を考慮し、持続可能なビジネスモデルが構想されているか。
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスとして将来的な発展性のある適切な実証モデルであるか。 ・普及に向けての課題が明確になっており、解決策が適切か。
事業化体制	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化が期待できる体制であるか。

・ 技術評価

項目	審査基準
実施者の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績）。 ・再委託予定先等を含めた実施体制は妥当か（各者が相互補完的であるか。特に、技術研究組合、公益法人、大学等の役割は明確か）。
技術等の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された方法に、新規性（既存技術の組み合わせ等による新規性も含む）があり、また国際的に見ても技術的に優れているか。
研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、課題及びリスク認識、計画・目標の妥当性）。
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に要する費用が適切であり、事業規模に応じて効果が十分に期待できるか。

<研究開発項目②>に関する審査基準

・ 技術評価

項目	審査基準
実施者の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績）。 ・再委託予定先等を含めた実施体制は妥当か（各者が相互補完

	的であるか。特に、技術研究組合、公益法人、大学等の役割は明確か)。
技術等の新規性	・提案された方法に、新規性（既存技術の組み合わせ等による新規性も含む）があり、また国際的に見ても技術的に優れているか。
研究計画の妥当性	・提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、課題及びリスク認識、計画・目標の妥当性）。
費用対効果	・研究計画に要する費用が適切であり、事業規模に応じて効果が十分に期待できるか。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託または共同研究予定先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 委託または共同研究業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託または共同研究予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託または共同研究業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- iii. 委託または共同研究予定先の選考にあたって考慮すべき事項
 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 4. 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 5. その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 委託先、共同研究先の公表及び通知について

- a. 採択結果の公表等について
採択された案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。
- b. 事前審査員の氏名の公表について
事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。
- c. 附帯条件
採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委

託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成24年7月26日(木)・・・・・・・・・公募開始
8月1日(水)・・・・・・・・・公募説明会(会場:大阪)
8月2日(木)・・・・・・・・・公募説明会(会場:福岡)
8月3日(金)・・・・・・・・・公募説明会(会場:札幌)
8月6日(月)・・・・・・・・・公募説明会(会場:川崎)
8月29日(水)・・・・・・・・・公募締め切り
9月下旬～10月上旬(予定)・事前審査(外部有識者による審査)
10月中旬(予定)・・・・・・・・・契約・助成審査委員会(採択決定)
10月中旬以降・・・・・・・・・契約手続き、契約締結・研究開始

8. 留意事項

(1) 契約について

提案者は、NEDOが提示する委託契約書(案)及び業務委託契約約款または共同研究契約書(案)及び共同研究契約約款に合意することが委託先または共同研究先として選定されることの要件となります。

(2) 事業化計画書について

採択された企業等とNEDOの間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画(事業化計画書)を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。

(3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細につきましては別添6をご覧ください。

(4) 追跡調査・評価について

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(5) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)について、御協力を頂きます。

また、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針(参考資料2)*1」に定めたとおり、産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、「知財の管理・運営方針に関わる提案」(別添7)を求めます。

※1.「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」についてはこちらをご覧ください。: NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00001.htmlへリンク>

(6) 「国民との科学・技術対話」への対応について

なお、本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により当機構に報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。*1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。*2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdfへリンク>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>へリンク>

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募

を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdfへリンク>

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度

以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(9) N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

（電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

(10) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 7 のとおり、N E D O との関係に係る情報を N E D O のホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務又は共同研究業務に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。全体説明及び全体質疑応答後、個別相談会も実施いたします。なお、説明会は日本語で行います。

公募説明会の出席申し込み方法等の詳細は、N E D O ホームページにてご確認ください。なお、席に限りがありますので、提案予定グループ毎に 2 名までの参加でお願い致します。

日時： 平成24年8月1日（水）13時30分～15時30分

場所： NEDO 関西支部 会議室

大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル16階

日時： 平成24年8月2日（木）10時00分～12時00分

場所： 九州経済産業局 第2・3会議室

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階

日時： 平成24年8月3日（金）13時30分～15時30分

場所： 北海道経済産業局 第一会議室

北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階

日時： 平成24年8月6日（月）13時30分～15時30分

場所： NEDO 別館会議室

神奈川県川崎市川崎区駅前本町26番4号 ラウンドクロス川崎4階
(NEDO本部とは別の建物ですのでご注意ください)

※いずれの会場も終了時間は目安であり、個別相談会の状況等により必要に応じて延長するものとする。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせに関しては、下記電子メールにて受け付けます。その際には、極力公募締め切り5日前までにお問い合わせいただきます。（公募締め切り直前のご質問に対しては、十分な回答をいたしかねる場合がございます。）

なお、その際お問い合わせの分野について、メール件名に【 】にて明記ください。

（件名記載例：【都市交通分野】〇〇に関する質問について）

電話による問い合わせには応じかねますのでご了承願います。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

電子メール： japanese-technology-for-humanity@ml.nedo.go.jp
(メール送信の際は、※を@に変更して下さい)

関連資料

- 基本計画
- 平成24年度実施方針
- 提案書の様式
 - (別添1) 提案書作成上の注意
 - (別添2-1,3-1) 提案書要約版、提案書表紙及び本文（研究開発項目①用）
 - (別添2-2,3-2) 提案書要約版、提案書表紙及び本文（研究開発項目②用）
 - (別添4) 主要研究者等一覧
 - (別添5) 研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究者研究経歴書
- (別添6) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- (別添7) 知財の管理・運営方針に関わる提案
- (別添8) 提案書類受理票（チェックリスト含む）

- (別添 9) 契約に係る情報の公表について
- (参考資料 1) 追跡調査・評価の概要
- (参考資料 2) N E D Oプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針